

館山市農業委員会委員募集要項

1 募集人数 1 名

2 任 期 任命日から令和8年7月19日まで

3 身 分 館山市の非常勤の特別職の職員

4 職務内容

- (1) 毎月開催される農業委員会の総会に出席し、農地法に基づく許認可（農地の権利移動、農地転用等の許可）等、合議体としての意思決定を行います。
- (2) 農地利用最適化推進委員とともに、農地の出し手・受け手への働きかけにより、農地の利用集積・集約化を推進し、遊休農地の発生防止と解消に向けた現場活動や、農地の巡視及び違反転用の監視等を行います。
- (3) 地域計画の策定にかかる協議の場への出席。

5 委員報酬 月額33,000円

6 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者で、次のいずれかに該当する者は応募できません。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 館山市の特別職以外の職員（会計年度任用職員も含まれます。）
- (4) 法令等により農業委員会委員と兼職ができない者
- (5) 館山市暴力団排除条例第2条に規定する者

7 推薦及び応募に係る手続き等

所定の様式に、必要事項を記入のうえ、(2)の添付書類を添えて、持参または郵送により、館山市農業委員会事務局まで提出してください。

なお、推薦及び応募に係る書類は返却しませんので、ご了承ください。

(1) 推薦及び応募様式

3名以上の市内に住所を有する農業者が推薦する場合	第1号様式（個人）
農業者が組織する団体その他関係団体が推薦する場合	第2号様式（団体）
応募する場合	第3号様式

※ 各様式は、館山市農業委員会事務局窓口（市役所本館 3 階）で配布しています。また、館山市ホームページからダウンロードできます。

<http://www.city.tateyama.chiba.jp/nougyou/index.html>

(2) 添付書類

- ① 被推薦者及び推薦者、応募者の住民票（発行後 3 か月以内かつ本籍記載のもの）

※市内に住民登録がある者は不要

- ② 団体からの推薦の場合、推薦をする団体の名称、構成員の資格等を明らかにする書類

- ③ 被推薦者又は応募者が認定農業者（農業経営改善計画認定申請書提出済みの者（以下「認定申請中の者」という。）である場合は、認定農業者証等の認定農業者であることを証明する書類の写し

ただし、認定申請中の者については、館山市農業委員会委員候補者審査委員会の招集日前日までに認定農業者証等の認定農業者であることを証明する書類の写しを提出してください。

- ④ 欠格条項申告書及び同意書（別紙 1）

- ⑤ 推薦者の同意書

3 名以上の市内に住所を有する農業者が推薦する場合	別紙 2（個人）
農業者が組織する団体その他関係団体が推薦する場合	別紙 3（団体）

※ ④と⑤は、館山市農業委員会事務局窓口（市役所本館 3 階）で配布しています。また、館山市ホームページからダウンロードできます。

<http://www.city.tateyama.chiba.jp/nougyou/index.html>

8 受付期間

令和 6 年 1 0 月 1 5 日（火）から令和 6 年 1 2 月 9 日（月）まで

持参の場合 平日の午前 8 時 3 0 分～午後 5 時

郵送の場合 令和 6 年 1 2 月 9 日（月）必着

9 選考方法

市議会の同意を得て、市長が任命します。

定数を超過した場合、館山市農業委員会委員候補者審査委員会の意見を考慮して、候補者を選考します。

10 選考結果の通知

選考結果は、令和 6 年 1 2 月下旬頃までに、推薦者並びに被推薦者及び応募者の全員に文書で通知します。

11 情報の公開

受付期間の中間（１０月下旬）及び期間終了後（１２月中旬）に、館山市ホームページで、以下の内容を公表します。

- (1) 推薦者（個人）の氏名、職業、年齢及び性別
- (2) 推薦者（団体）の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数、構成員の資格及びその他の推薦者の性格を明らかにする事項
- (3) 被推薦者又は応募者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (4) 推薦又は応募の理由

12 推薦及び応募に係る書類の提出先及び問合せ先

〒294-8601 館山市北条１１４５番地の１

館山市農業委員会事務局（市役所本館３階）

電話 ０４７０－２２－３５３９（直通）